

# 寄付金等取扱規程

平成24年5月24日

第24号規定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（以下「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 一般寄付金 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金
- 二 特別寄付金 広く一般社会に、当協会が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 三 特定寄付金 前各号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、現金等のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

## (一般寄付金の募集)

第3条 当法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条に規定する公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

## (特別寄付金)

第4条 特別寄附金を募集するときは、その目的、募集総額、募集期間、募集対象者、資金使途及びその他必要な事項等について定めなければならない。

2 特別寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

3 特別寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支決算書及び支出効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

## (特定寄付金)

第5条 当法人は、特定寄付金を受領することができる。

2 特定寄付金については、全額を寄付者の特定した使途に使用しなければならない。

3 特定寄付金が次の各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- 一 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- 二 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- 三 寄付金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(募金目論見書の交付等)

第6条 特別寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(反社会的勢力からの寄付)

第7条 当法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する組織等（以下総称して「反社会的勢力」という。）から、一般寄付金、特別寄付金、特定寄付金を受領することができない。

2 当法人に対して寄付の申込をする者が反社会的勢力に該当するか否かの判断は、理事会の議決によるものとする。

3 当法人が反社会的勢力から、一般寄付金、特別寄付金、特定寄付金を受領したことが判明した場合には、理事会の承認のもと、寄付者に対して当該寄付金を速やかに返還するものとする。

(受領書等の送付)

第8条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第9条 当法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。
- 2 この規程は、平成24年5月24日から施行する。